上尾市男女共同参画推進者登録要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年３月２８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長決裁

　（目的）

1. この要綱は、男女共同参画の推進に理解と意欲のある市民活動団体又は事業者を本市における男女共同参画の推進者（以下「推進者」という。）として登録すること（以下「推進者登録」という。）により、推進者と市との協働を図り、もって本市における男女共同参画のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　上尾市男女共同参画推進条例（平成１９年上尾市条例第９号。以下この条において「条例」という。）第２条第１号に規定する男女共同参画をいう。

(2)　市民活動団体　市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体をいう。

(3)　事業者　条例第２条第４号に規定する事業者をいう。

　（推進者登録の要件）

第３条　推進者登録を受けることができる市民活動団体又は事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

　(1)　次に掲げる取組のいずれかを行い、又は行う予定であること。

ア　市との協働による男女共同参画の推進

イ　男女共同参画の啓発及び広報に係る活動

ウ　男女共同参画の実現に向けた環境づくり

エ　その他男女共同参画のまちづくりの推進に関し市長が認めるもの

　(2)　定款又は会則等を設けていること。

　(3)　３人以上の者で構成されていること。

　(4)　主たる活動地域が市内であり、団体の構成員のおおむね半数以上が市内に在住していること。

　(5)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守することができるものであること。

　(6)　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

　(7)　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

　(8)　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

　(9)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）でないこと。

　(10)　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

　(11)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条及び第８条に規定する処分を受けた団体又は当該団体若しくはその構成員の統制の下にあるものでないこと。

　（推進者登録の申込み）

第４条　推進者登録を受けようとするもの（次条第１項及び第３項において「申込者」という。）は、上尾市男女共同参画推進者登録・更新申込書（第１号様式。第６条第２項において「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1)　定款又は会則等

(2)　市民活動団体にあっては、会員名簿等

(3)　事業計画書

(4)　収支予算書

(5)　事業報告書

(6)　その他市長が必要と認める書類

　（推進者登録等）

第５条　市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、第３条各号に掲げる要件に該当すると認めたときは、当該申込者について推進者登録をするものとする。

２　市長は、前項の規定による推進者登録をしたときは、当該推進者登録に係る推進者に対し上尾市男女共同参画推進者登録通知書（第２号様式）によりその旨を通知するとともに、上尾市男女共同参画推進者登録証（第３号様式。第８条第１項及び第４項において「登録証」という。）を交付するものとする。

３　市長は、第１項の規定による審査の結果、当該申込者が第３条各号に掲げる要件に該当しないと認めたときは、上尾市男女共同参画推進者登録却下通知書（第４号様式）により、その旨を当該申込者に通知するものとする。

４　市長は、第１項の規定により推進者登録をしたときは、当該推進者登録に係る推進者を市ホームページにおいて公表するものとする。

　（登録の有効期間）

第６条　推進者登録の有効期間は、推進者登録の日から当該日が属する年度の翌年度の３月３１日までとする。

２　前項の有効期間は、当該有効期間の満了の日までに申込書を市長に提出することにより、これを更新することができる。

３　第４条の規定は前項の規定による第１項の有効期間の更新の申込みについて、前条の規定は当該更新の申込みに対する推進者登録について、それぞれ準用する。

（推進者登録に係る申込事項の変更の届出）

第７条　推進者は、推進者登録に係る申込事項に変更が生じたときは、上尾市男女共同参画推進者登録変更届出書（第５号様式）に第４条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更により推進者が第３条各号に掲げる要件に該当しなくなるおそれがあると認めるときは、当該推進者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

（推進者登録の抹消）

第８条　推進者は、推進者登録を抹消しようとするときは、上尾市男女共同参画推進者登録抹消届出書（第６号様式）に登録証を添えて市長に届け出なければならない。

２　市長は、推進者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該推進者に係る推進者登録を抹消するものとする。

　(1)　前項の規定による届出があったとき。

　(2)　第３条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

　(3)　偽りその他不正の手段により推進者登録を受けたとき。

　(4)　前３号に掲げるもののほか、推進者として登録されていることが適当でないと市長が認めたとき。

３　市長は、前項の規定により推進者登録を抹消したときは、上尾市男女共同参画推進者登録抹消通知書（第７号様式）により、その旨を当該推進者登録に係る推進者に通知するものとする。

４　推進者は、前項の規定による通知（第２項第１号に係るものを除く。）を受けたときは、速やかに市長に登録証を返還しなければならない。

（報告等）

第９条　推進者は、毎年度市長が指定する日までに、上尾市男女共同参画推進状況報告書（第８号様式）を提出するものとする。

２　市長は、前項の報告書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、推進者登録に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。